

中山間地域等直接支払推進事業について

◎中山間地域とは

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指します。山地の多い日本では、中山間地域が国土面積の65%を占めています。

また、耕地面積の43%、総農家数の43%、農業算出額の39%、農業集落数の52%を占めるなど、わが国農業の中で重要な位置を占めています。

◎中山間地域の多面的機能

中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしを守っています。

1. 制度の目的

・中山間地域は農業生産、自然環境保全、保健休養、景観等、様々な面において重要な地域ですが、耕作不利な条件から農業生産性が低く、農業所得・農外所得ともに低い状態であり、高齢化の進行に加えて、担い手の不足、生活環境整備の遅れなどにより、全国的に耕作放棄地の増加が深刻化しています。

・中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度にわが国農政史上初の制度として創設されました。

※ 厚真町では平成13年度から取組みを開始しました。現在は第4期対策（平成27年度～平成31年度）を実施中です。

2. 制度の仕組み

○対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域。及び、都道府県知事によって指定された地域。

※ 厚真町は、特定農山村法に基づく中間農業地域として、対象になっています。

○対象農用地

対象地域における農振農用地区域内で、以下の基準に該当する 1ha 以上の一団の農用地

	水田	畑・草地
急傾斜地	傾斜 1/20 以上	傾斜 15 度以上
緩傾斜地	傾斜 1/100 以上	傾斜 8 度以上

○対象行為と対象者

集落協定に基づき、5 年間以上継続して行われる農業生産活動等と活動を行う農業者等。

○集落協定

対象となる農用地を管理する複数の農業者等が、農用地の管理方法などの具体的な活動内容を定めたものです。また、活動内容により交付単価が異なります。

～交付金は 3 段階の単価設定になっています～

【1 段目（必須要件）】

- ・集落の将来像を明確化し、5 年間の最低限の農業生産活動を行う場合は「基礎単価」となります。

【2 段目（選択要件）】

- ・1 段目の内容に加え、協定期間内に農業生産活動等の体制整備を行う場合は「体制整備単価」となります。

【3 段目（加算措置）】

- ・2 段目の活動に加え、地域農業の維持・発展に資する取組を行う場合には、「加算単価」が交付されます。

①集落連携・機能維持加算 ②超急傾斜地保全管理取組が、加算措置に該当します。

※ 厚真町の集落協定（以下「厚真集落」といいます。）では、「体制整備単価」の活動に取り組んでいます。

○交付単価（厚真集落で該当する単価）

（単位：円/10a）

地目	区分	基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800 円	21,000 円
	緩傾斜	6,400 円	8,000 円
畑	緩傾斜	2,800 円	3,500 円
草地	緩傾斜	2,400 円	3,000 円

○集落協定に定める活動内容（厚真集落で取り組んでいる活動）

(1) 必須要件（基礎単価の活動）

農業生産活動等	<ol style="list-style-type: none"> 1.集落マスタープランの作成^(注1) 2.耕作放棄防止などの活動 3.水路・農道等の管理活動
多面的機能を増進する活動 (1つ以上を選択して実施)	<ol style="list-style-type: none"> 1.国土保全機能を高める取組 2.保健休養機能を高める取組 3.自然生態系の保全に資する取組

(注1) 集落マスタープラン

10～15年後の集落の将来像を明確化し、その将来像の実現に向けて5年間で集落の取り組む活動内容やスケジュールを協定参加者の総意の下に位置づけるものです。

(2) 選択要件（体制整備の活動）

必須要件	1.農用地等保全マップの作成 ^(注2)		
	2.農用地等保全マップ活動の実践		
選択的必須要件 (A～Cより 1つ以上選択)	A要件 農業生産性の向上 (2つ以上選択)	1.機械・農作業の共同化	
		2.高付加価値型農業の実践	
		3.農業生産条件の強化	
		4.多様な担い手の確保	
		5.担い手への農地集積	
	B要件 女性・若者等の 参画を得た取組 (いずれか選択)	1.新規就農者による営農	
		2.農産物の加工・販売	
		3.消費・出資の呼び込み	
	C要件 集団的かつ持続 可能な体制整備	協定参加者が活動等継続が困難になった場合に備えた体制づくり（集団的サポート型）	

(注2) 農用地等保全マップ（厚真集落協定に記載している活動）

以下のような内容を記載した図面のことです。

- ・農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲、または位置
- ・既耕作放棄地の復旧、または林地化を実施する範囲
- ・農作業の共同化、または受委託等が必要となる範囲
- ・その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

○集落戦略の作成と交付金返還について（平成28年度から新たに開始します。）

中山間地域の機能維持を図るためには、協定参加者が地域の将来や農地の引き継ぎについて話し合いを行うことが重要です。集落戦略は、平成28年度より始まった、10～15年後の将来を見据えた農地や集落の将来についてとりまとめるものです。

集落戦略を作成した場合、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定においては、遡及返還規定が全ての農地から当該農地のみの遡及返還規定に変更となります。

集落戦略で定める項目

- ・協定農地の将来への引継ぎ
- ・集落の将来像（集落協定で既に定めている「集落マスタープラン」の内容も可）